

令和2年5月18日

学校法人聖マリアンナ医科大学  
理事長 明石 勝也 様

特定適格消費者団体  
特定非営利活動法人消費者機構日本  
代表理事 佐々木 幸恭

### 申入れ及び要請

私ども消費者機構日本（以下、当機構といいます。）は、消費者契約に関する調査、研究、事業者への不当行為の是正申入れ、消費者への情報提供、集団的消費者被害の救済等を通じて消費者被害の拡大防止・救済を図ることを目的として、消費生活の専門家と法律の専門家ならびに消費者団体などから構成されている特定非営利活動法人です。また、消費者裁判手続特例法第65条第4項の規定に基づく特定適格消費者団体の認定を内閣総理大臣から受けています。詳しくは同封のパンフレット等をご覧ください。

貴法人は令和2年1月17日、ホームページ上の「本学医学部入学試験に関する『第三者委員会』の調査報告書について」と題する記事で第三者委員会の調査報告書（令和元年12月12日付）を公表しました。

その調査報告書によると、平成27年度から平成30年度まで実施された一般入学試験（第2次試験）の出願書類等の評価において、女性及び浪人生に対する一律の差別的取扱いが認められるとの趣旨の結論が示されています。

この報告内容を受けて当機構において検討した結果、女性及び浪人生について不法行為に基づく損害賠償請求が可能であるとの結論に達しました。

そこで、当機構は貴法人に対し下記のとおり申入れ及び要請を行います。

つきましては、貴法人の文書による回答を令和2年6月30日（火）までに当機構にお寄せください（回答書には本件に関する貴法人の担当窓口、担当者名、住所、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス等をご記入ください。）。

なお、本件につきましては本書面の内容並びに貴法人のご回答の有無及び内容等を当機構のウェブサイト等に適宜公表いたします。

記

#### I 申入れ事項

本申入れは、消費者裁判手続特例法の施行以降の入学試験について、同法による被害回復訴訟制度の適用範囲で行うものです。消費者裁判手続特例法の施行以前の入学試験及び同法による被害回復訴訟制度の範囲外となるものについては、後述の「II 要請事項」にて別途要請します。

#### 第1 申入れの趣旨

貴法人が設置する聖マリアンナ医科大学の平成29年度及び平成30年度の医

学部医学科一般入学試験を志願し受験料を支払った女性及び浪人生に対し、入学検定料相当額の賠償金の支払いをしてください。

#### 第2 申入れの理由

##### (1) 公正かつ妥当な方法により入学者を選抜する義務

一般に大学が運営を行うにあたっては大学設置者に大学の自治が認められることから、大学の入学試験の採点基準の内容についても大学側に広範な裁量が認められます。

しかし、憲法第14条第1項は性別・社会的身分による差別を禁止し、大学設置基準第2条の2は公正かつ妥当な方法により入学者を選抜する旨を定めています。これらのことから、大学は受験生の合否判定に際し憲法上の平等原則を尊重するとともに、学生の受入れに際して多様性に配慮し公正かつ妥当な方法により入学者の選抜を行うべき義務を負っています。

大学がこの義務に反し、差別的な合否判定基準を設けてその基準に基づき合否判定を行うことは違法であり、不法行為や受験契約の債務不履行に該当します。

##### (2) 聖マリアンナ医科大学医学部医学科入学試験における得点調整

貴法人が設置する聖マリアンナ医科大学の医学部医学科においては、毎年入学試験を実施しており、平成27年度から平成30年度の一般入学試験は第1次試験（英語、数学、理科の試験）の合格者に第2次試験（適性検査、面接、小論文）を行うという入学試験制度を設けていました。そして、第1次試験の成績と第2次試験の成績及び出願書類を総合的に評価し最終合格者が決定されるという入学者の選抜を行っており、出願書類のうち志願票及び調査書が評価の対象となっていました。

しかし、志願票及び調査書の採点に関しては客観的かつ明確な評価基準はあらかじめ定められておらず、その評価は採点者の裁量に大きくゆだねられているという状況でした。そして、現役浪人区分の判明した受験者の9割以上の得点は、男性より女性が一定の点数低くなっています。これは、個別の採点の結果とは到底考えられないものであり、性別・現浪区分に応じた一律的な得点調整の結果と考えられます。しかしながら、このような得点調整について、学生募集要項には一切記載がありませんでした。

##### (3) 貴法人が賠償責任を負うこと

以上に述べた得点調整は、受験生を性別又は年齢によって差別的に取り扱うものであり、憲法等により規定された平等原則に反し、公正かつ妥当な方法により入学者を選抜する義務に反するものです。そして、受験生は以上のような違法な得点調整がなされていることが明らかであれば、貴法人医学部を受験しなかったと考えられます。よって、受験生は貴法人に支払った入学検定料相当額について損害を被っており、貴法人は不法行為に基づき、この損害を賠償する債務を負っています。

そこで、平成29年度及び平成30年度の医学部医学科入学試験を志願し受験料を支払った女性及び浪人生に対し、入学検定料相当額の賠償金の支払いをしてください。

## II 要請事項

以下の要請は特定適格消費者団体が消費者裁判手続特例法に基づき請求し  
るものではありませんが、被害の深刻さに鑑みて要請を行います。

### 第1 要請の趣旨

女性及び浪人生に対する不利益な合否判定基準が採用されていなかったな  
らば最終合格していた受験生に対する、不合格となつたために被つた損害（慰  
謝料、逸失利益等）の補償

### 第2 要請の理由

上述のように貴法人が「公正かつ妥当な方法」ととはいえない方法によって合  
否の判定を行い、そのような合否判定基準を学生募集要項等に明記しなかつ  
たことは不法行為及び債務不履行に当たります。

したがつて、慰謝料、得点調整の結果不合格になつた受験生についてはその  
逸失利益、その他受験生が被つた相当因果関係のある損害について、賠償す  
ることを要請します。

以 上

<本件に関するご連絡・お問合せ先>

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 主婦会館プラザエフ 6 階

消費者機構日本 事務局責任者（専務理事） 磯辺

事務局担当者 五藤

TEL 03-5212-3066 FAX 03-5216-6077